

自然豊かな富山県で
起業してみませんか？

移住者創業 チャレンジ 応援事業

利用者募集！

富山県新世紀産業機構と富山県では、東京圏からの移住者を対象に、地域課題に対して「社会性」「事業性」「必要性」の観点をもって取り組む事業計画を募集します。優秀なビジネスプランには経費の一部に対して助成を行い、多様な価値観に基づく創業を支援します。

〈応募締切〉2019年8月5日(月) 17:00必着

明日の富山をつくる起業家たちへ



1 対象者

以下のいずれかに該当する方のうち、2019年4月1日以降に富山県内に移住し、移住後及び申請後1年以内に富山県内で事業を行う中小企業者(創業予定の方、NPO法人等を含む)

- (1) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと
- (2) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)のうち条件不利地域※以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと

※過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定されている条件不利地域を有する市町村(政令指定都市を除く)

2 対象事業

以下の全ての要件を満たす事業を営む方

- (1) 地域社会が抱える課題の解決に資すること(社会性)
- (2) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自立的な事業の継続が可能であること(事業性)
- (3) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの提供が十分でないこと(必要性)

3 助成金額・助成率・募集数

上限200万円(助成率1/2以内) 5件程度

4 助成対象経費等

事業計画書提出日から2020年3月13日(金)までに支払った以下の経費のうち、消費税額を控除したもの。ただし、国・県または当機構の他の助成金を受けて実施する事業を除きます。

例:機械・設備費、器具・工具・備品費、構築物費(不動産の取得、自動車の取得は除く)、店舗改装費、原材料費・仕入高、外注加工費、委託費、知的所有権出願経費、専門家謝金、人件費(新規雇用者に係るものに限り、かつ対象経費の20%以内、代表者や役員を除く)、広告宣伝費、家賃等賃借料、その他、当機構理事長が適当と認めるもの。

5 留意事項

補助事業完了年度の終了後5年間、助成対象事業の収益状況を報告いただくとともに、純利益が生じた場合には助成金の全部または一部を返還納付いただく場合があります。

応募方法

以下の書類を、郵送等で当機構まで送付してください。

- 「移住者創業チャレンジ応援事業 助成金交付申請書」
- 「移住者創業チャレンジ応援事業 事業計画書」

様式は当機構のホームページからもダウンロードできます。

URL: <https://www.tonio.or.jp/josei/ijyuu/>

書類の送付・お問合せ先

〒930-0866 富山市高田527番地(情報ビル)
公益財団法人 富山県新世紀産業機構 中小企業支援センター
TEL (076) 444-5605 FAX (076) 444-5646
E-mail center@tonio.or.jp
応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

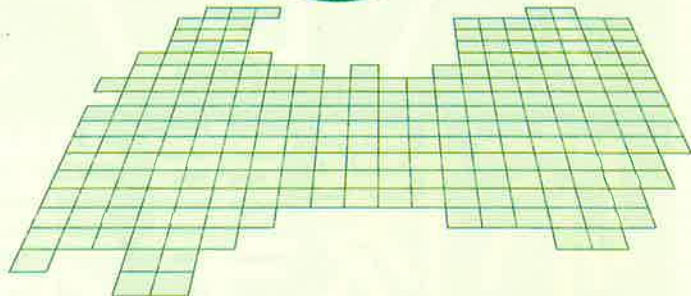


公益財団法人 富山県新世紀産業機構
中小企業支援センター

移住者創業 チャレンジ 応援事業

利用者募集!

明日の富山をつくる
起業家たちへ



あらゆる世代の方々が、県内全域で活躍できます。
応募お待ちしております。

▼
手続きの流れ



【対象事業の例】

地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地
域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通
支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、
社会福祉関連等

さらに

【移住支援金制度について】

東京23区在住者又は東京23区への通勤者
が富山県内に移住し、起業又は対象法人に
就業した場合に、移住支援金を支給する制
度があります。

〈移住支援金支給額〉

単身の移住の場合……………60万円
世帯での移住の場合……………100万円

お問合せ先

富山県総合政策局移住・UIJターン促進課
UIJターン促進係 TEL (076) 444-4608



公益財団法人 富山県新世紀産業機構
中小企業支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地 情報ビル1F
TEL (076) 444-5605 FAX (076) 444-5646
E-mail : center@tonio.or.jp
URL : <https://www.tonio.or.jp>